

オーガーオークション規約

株式会社オーガーオークション（以下「当社」）が行う美術品等の競売（オークション）は、本規約に基づいて行われる。競売品の売却を委託する者、競売品の落札者、およびその他関係者は、本規約を承認し、これに従わなければならない。ただし、当社との間で別途の契約がある場合には、その契約が優先される。

第一条 競売対象品

当社は競売を主催し、当社に売却委託された美術品等（以下「出品作品」）を競売にかけることにより売却する。なお、作品の売買、および競売に関するすべての支払いは日本円で行われるものとする。
出品作品の状態は、その多くが中古品であるため、現状有姿のまま売却されるものであり、当社は出品作品のシミ・キズ・その他の欠陥・損傷・経年劣化等の瑕疵については一切の責任を負わない。

第二条 下見会

- (1) 当社は、競売前に数日間の下見会を開催する。
- (2) 出品作品の買受け希望者は、下見会で競売対象品を自己責任で見分・調査し、買受けの申し出をしなければならない。
- (3) 当社は、下見会入場を希望する者に対し、身分証明書の提示を求めることができ、求められた者は従わなければならない。また当社はその裁量によって、下見会への入場を拒否、または退場させることができる。
- (4) 当社は、下見会入場者が出品作品にキズ、その他の損傷を与えた場合には、その者に対して損害賠償を請求できる。
- (5) 下見会の日程は事前に告知する。原則として図録（カタログ）に記載するが、当社の裁量によって変更されることがあり、その場合、当社は下見会の日程変更に伴う一切の責任を負わないものとする。

第三条 図録

- (1) 当社は、出品作品について、買受け希望者の参考のため、図録を製作し、有料供給する。
- (2) 図録の図版は、あくまでも出品作品の特定および参考のためのものであり、現物の色調や色彩、形状および欠陥などを正確に伝えるものではない。
- (3) 図録に記載された解説・説明、口頭等での参考情報は、あくまでも買受け希望者の参考のためであり、当社はこの記載の誤り、現物との相違等の事実と異なる点がある場合、一切の責任を負わないものとする。買受け希望者は、下見会において現物を見分・調査し、自己責任において買受けの申し出をしなければならない。
- (4) 図録に記載されたエスティメート（落札予想価格）は、あくまでも当社が買受け希望者の参考とするものであり、実際の競売でのハンマープライス（落札価格）は、このエスティメートの下限値を下回ることもあれば、上限値を超えることもある。ただし、リザーブプライス（最低売却価格、この価格は公表されず、エスティメートの下限値とは無関係に設定される。）を下回る価格では、原則として売却されない。
- (5) 図録に記載された解説・説明は予告なく変更されることがあり、競売当日に書面もしくは口頭で告知される。変更が以上のように告知された場合、変更内容が承認されたものと見なし、競売を行う。この変更に起因する事故等において、当社は一切の責任を負わないので、買受け希望者は、自らの責任において、事前に変更内容を確認しなければならない。
- (6) 落札後に図録記載情報と現物との差異を理由とする売買契約解除はできないものとする。
- (7) 当社の許可なく、図録（画像・記事等）の無断転載、転用を禁止する。

第四条 競売参加方法

- (1) 競売参加を希望する者は、事前にあるいは、競売当日の会場受付で住所、氏名および必要事項を記入の上、登録料¥3,000を支払うことにより参加できる。この登録料はいかなる理由があっても返金されない。競売は、「直接入札」「書面入札」「電話入札」により行われる。
- (2) 当社は、登録希望者に対し、身分証明書の提示を求めることができ、求められた者はそれに従わなければならない。また、当社はその裁量によって、登録希望者の登録を拒否することができる。
- (3) 事前に登録した参加希望者は、当日受付にて登録の確認を受けなければならない。その際、当社は身分証明書の提示を求めることができ、求められた者は、それに従わなければならない。登録確認ができない場合は、当社の裁量により入場および、参加を拒否することができる。
- (4) 当社は、開催日当日、登録者に会場受付にてビッドパドルを交付し、貸与する。
- (5) 競売参加者は、自らのパドルの番号を常時認識し、競売人が随時述べるパドル番号に注意を払わなければならない。また、競売人によりパドルの再確認を求められた場合、直ちにその指示に従わなければならない。
- (6) 競売参加者は、パドルを紛失したときは速やかに会場内の当社係員に告知しなければならない。また、競売終了時・途中退場時には、パドルを返還しなければならない。
- (7) 競売参加者は、パドルを自己責任において管理・取り扱いに注意し、一切貸借してはいけない。また、紛失・盗難・貸借等に起因する事故等は競売参加者が自らその責任を負い、当社は一切その責任を負わないものとする。

第五条 競売の方法

- (1) 競売は、当社が認定する競売人（オークションニア）の進行のもとで競り上げ方式により行われ、競りの第一声および競り上げ幅に関しては、競売人の自由裁量とする。なお、競り上げ価格は、当社の手数料、手数料に対する消費税およびその他諸経費（運送費等）を含まない価格とし、競売参加者は、落札し売買契約が成立した際、これを承認しなければならない。
- (2) 競売人は、最低売却価格に達するまで、自ら競売に参加することができる。競売参加者の間、または競売人と競売参加者との間で問題が生じた場合、競売人の判断で最終落札者、もしくは再競売を決定でき、競売関係者は、その決定に従わなければならない。また、競売人は、あらゆる買受けの申し出に対し競売人の裁量でこれを拒否することができる。
- (3) 競売参加者は、事前に代理人もしくは使者として参加を希望する旨を当社に書面で通知し、当社がその旨を書面で承認した場合を除き、本人として参加を希望したものとする。なお、複数の者が共同名義による買受けの申し出をすることはできない。
- (4) 落札希望者は、交付されたパドルを競売人に判別しやすいように提示することにより落札の意志を競売人へ伝える。
- (5) 落札希望者の競り上げ価格は、より高額な落札希望が競売人に認められるまで、その効力を持つ。
- (6) 落札の最終決定は、競売人がその最高落札希望価格を数回呼び上げた後、ハンマーを打つことによって行い、ハンマーを打った時点でその希望価格を申し出た者を落札者とする。ただし、競売人がその裁量をもって競売続行が必要と判断した場合、競売を再進行することができる。競売人がハンマーを打ち、落札の最終決定がされた時点で、当社と落札者との間で、当該出品作品につきその落札価格を売買価格とする売買契約が成立し、当社に対し落札価格に所定の手数料、手数料に対する消費税を合わせた金額を支払う義務がその落札者に発生する。
- (7) 競売人が次の出品作品の競売に着手した後は、何人も落札者の決定された競売について異議を申し立てることはできない。

第六条 書面・電話による競売参加

- (1) 当社に登録済みの競売参加希望者は、競売の会場において直接参加する他、書面及び電話により参加することができる。
- (2) 書面による委託入札で競売参加を希望する者は、図録に付設された「書面及び電話入札申込書」により、必要事項を記入して申込み、当社がそれを承認した上で、当社の指示に従わなければならない。ただし、「書面及び電話入札申込書」の申込期限後の到着・誤配・その他の事情により当社が書面による委託入札の希望がなされていることを認識できず、申込みがなかったものと見なされた場合、当社は一切の責任を負わない。なお、当社は、書面による競売参加希望者に対し、その裁量によりこれを拒否することができる。
- (3) 書面による競売参加は、下見会会期中に直接会場で申込みをする他、ファックス、郵送等により当社宛に送付するものとし、競売開催日の1営業日前までに当社必着とする。ただし、入札指示価格には、当社に対する所定の手数料、手数料に対する消費税およびその他諸経費を含まないものとする。
- (4) 複数の書面による競売参加希望者の入札指示価格が同一であった場合、先に当社に書面が到着した者を優先する。なお、入札指示価格が同一の書面が同時に到着した場合には、当社が抽選し優先する者を決定する。
- (5) 当社は、書面による競売参加者の入札指示に不備等があり、不相当であると判断した場合、その入札指示に従わないことができ、それに対する一切の責任を負わない。
- (6) 書面による競売参加者の入札指示に関し、出品作品番号の間違い、入札指示価格の誤り等の手違いがあり、当社がその指示に従い委託を遂行した場合、当社はその一切の責任を負わない。
- (7) 当社は、図録記載の解説・説明が変更された場合、競売会場での告知をその通知と見なし、書面による競売参加者の委託入札の指示は、変更された解説・説明に従って行われたものとする。これに対し当社は一切の責任を負わない。
- (8) 書面による競売参加者の入札指示価格と競売会場での参加者の価格が同額であった場合は、競売人がその裁量により最終落札者を決定する。
- (9) 電話による競売参加を希望する者は、図録に付設された「書面及び電話入札申込書」により、必要事項を記入して申込み、当社がそれを承認した上で、当社の指示に従わなければならない。
- (10) 電話による競売参加は、「書面及び電話入札申込書」に必要事項を記入し、下見会会期中に直接会場で申込みをする他、ファックス、郵送等により当社宛に送付するものとし、競売開催日の1営業日前までに当社必着とする。
- (11) 電話による競売参加に用意された電話回線の数を超える申込みがある場合、当社に申込みれた先着順で参加者を決定する。なお、当社はその裁量により、電話による競売参加希望者を拒否することができる。
- (12) 電話による競売参加希望者の指示に関し、聞き違い、電話回線の故障、その他一切の理由に起因する誤りがあった場合、当社はその一切の責任を負わない。

第七条 購入代金

- (1) 落札者は、当社に落札価格に加えて当社の手数料およびその手数料に対する消費税として、落札価格が50万円までには、落札価格の15.75パーセント（消費税込み）を、落札価格が50万円を超えた場合は、50万円までに15.75パーセント（消費税込み）、50万円を超えた残りの金額に10.50パーセント（消費税込み）を加えた合計額を支払わなければならない。
- (2) 落札者は、出品作品が海外からの出品であるときは、落札価格に対する消費税を支払わなければならない。
- (3) 落札者は、当社に対し落札価格、当社の手数料、手数料に対する消費税および前項に該当するときは落札価格に対する消費税の合計額（以下この合計額を「購入代金」）を競売開催日から10日以内（ただし、この期間の最終日が当社の非営業日であるときは、その翌日とする。）に日本円で現金、銀行法に規定する銀行及び信用金庫の自己宛振出小切手、または下記銀行口座に対する振込みにより支払わなければならない。

記

口座名 株式会社オーガーオークション
みずほ銀行 中目黒支店 普通口座 1940532
三菱東京UFJ銀行 銀座通支店 普通口座 1397604

第八条 落札作品引渡し

- (1) 当社は、落札者が購入代金の支払いを完了した後に、落札作品を引渡すと定める。ただし、落札者が購入代金の他に、当社に対し履行期に達している他の債務（第十一条の保管および保険の費用を含む。以下同じ。）がある場合は、購入代金の他にその債務の全てを履行するまで、当社は落札作品を引渡さないとする。（以下、購入代金および履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」）
- (2) 落札者は、購入代金等を完済した後、支払い期間内に当社または当社の指定する場所において落札作品を引取らなければならない。落札者本人が当該場所にて引取りができない場合は、落札者の責任と費用負担で代理人または使者による引取り、もしくは運送業者に運送の委託をすることができる。
- (3) 引取り費用は落札者の負担とし、引渡し時点（当社が落札者、その代理人または使者、もしくは運送業者に引渡した時点。）以降の事故（滅失・紛失・盗難・毀損・汚損等）については、一切の責任を負わない。落札者の求めにより、当社が運送業者を斡旋した場合、それは当社の好意によるものであり、落札者は、自ら保険を付す等の運送に伴う危険に対する適切な措置を行うものとし、当社は、引渡し以降の事故について、運送業者選定の当否も含め、その一切の責任を負わない。なお、落札者は、自己責任で適切な梱包をしなければならない。当社は、引渡しの際、梱包することがありますが、それは当社の好意による梱包であり、それについても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 落札者は、落札作品引取り時に、検品することができます。落札者が検品したかの合否は問わず、当社が落札作品を落札者（代理人・使者・運送業者を含む）に引渡したときは、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、引取り時点以降、落札者は、落札作品違い、毀損・汚損等の主張もしくは、それらを原因とする契約解除、その他一切の請求を当社に対してすることができない。ただし、当社が誤って落札作品とは別の作品を引渡した場合、当社は、その返還を求めることができ、落札者はそれに従わなければならない。
- (5) 落札者は、落札作品の引取りにあたり、当社に対し当該請求書を提出しなければならない。当社が、当該請求書を提出した者に落札作品を引渡した場合、万が一、落札者以外の者が落札作品を引取る等の事故があっても、当社は一切その責任を負わない。
- (6) 購入代金等は完済されたが、落札作品の配送指示がなく、落札日より30日が経過した場合、当社は落札者の合意なく、登録住所に落札作品を送ることができる。この場合、配送経費（運送代・保険等）は落札者の負担となります。

第九条 危険負担および所有権の移転

- (1) 落札者は、落札作品の売買契約が成立した時点以降、落札作品の危険を負担する。（当社の責任と断定されない理由による滅失・紛失・盗難・毀損・汚損等は、落札者の負担とし、落札者は、購入代金の支払いを免れる事はできない。）
- (2) 落札者が購入代金等を完済した後、当社が落札作品を引渡した時点で、当該落札作品の所有権は、落札者に移転し、それ以前の所有権は当社にあると定める。

第十条 支払い期限の猶予

- (1) 落札者が、書面により購入代金等の支払い期限の猶予を求めた場合、当社は、落札者に対し書面により期間を定めて、その申し出を許可、もしくは拒否する権利を有する。なお、当社がその申し出を許可した場合、落札者は、猶予期間の利息（利率は、当社が随時決定し、書面により通知する。）を支払わなければならない。
- (2) 落札者が、他の債務につき仮差押または強制執行を受けたとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、振出した手形・小切手が不渡りとなったとき、当社に対する債務が一部でも履行を遅延したときは、落札者は、当社から催告なく支払い期限の利益を喪失し、直ちに購入代金等を支払わなければならない。

第十一条 保管および保険費用

- (1) 支払い期間内においては、当社が作品の保管および保険費用を支払う義務があるとする。ただし、落札者が支払い期間内に落札作品の引取りができない場合は、支払い期間終了後から引取りの時までの保管および保険費用を支払わなければならない。
- なお、その間保険を付することは、当社の義務ではないものとする。
- (2) 当社が落札者に支払い期限の猶予を許可した場合、落札者は支払い期間の最終日の翌日から落札者が購入代金等を完済し落札作品の引取りをするまでの間の保管および保険費用を支払わなければならない。

第十二条 盗品・遺失物であった場合の扱い

- (1) 当社が落札者に落札作品の引渡しをする以前に、落札作品が、盗品・遺失物として真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合や、法律の定める売買禁止物（所持の禁止を含む）であることが判明した場合、当社は落札者に催告することなく売買契約を解除することができる。この場合、当社は落札者から購入代金の支払いを受けているときは無利息で全額返還する。ただし、落札者は当社にこれに伴う損害賠償、その他一切の請求をすることはできない。
- (2) 警察署長等が古物営業法第 21 条の規定により当社に対し落札作品の保管を命じ、その保管期間の終了日が競売当日の翌日から 10 日を越えるときは、当社はその保管期間が終了するまで、落札者に落札作品の引渡しをせず、第七条（3）の適用にあたって「競売開催日から 10 日以内」とあるのは「警察署長等が保管を命じた期間の終了日から 3 日以内」と読みかえるものとし、第八条（2）、第十一条（1・2）および第十三条の適用にあたって、それぞれに規定されている「支払い期間」・「支払い期限」は、第七条（3）と同様に読みかえられた期間・期限とする。なお、これを理由とした引渡しの遅滞があっても、当社はその遅滞に起因する結果について一切その責任を負わないものとする。

第十三条 落札者の債務不履行

落札者が、支払い期限までに購入代金等の全額を支払わないときは、以下の定めに従うものとする。

- (1) 落札者は、支払い期限最終日の翌日より全額を支払いを完了するまで購入代金等の未払残金について、年利 14.6%の遅延損害金を支払わなければならない。
- (2) 支払い期間終了後の落札作品の保管は、当社の裁量により、適当と認められた方法で保管するものとし、落札者の引取り以前に落札作品が滅失・紛失・盗難・毀損・汚損等した場合、当社の故意または重大な過失によるものである場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、落札者は、購入代金等の支払いの義務を免れることはできない。また、当社は、この間、当該落札作品に保険を付する義務を負わない。
- (3) 当社が落札者に購入代金等の支払いを催告しても支払わない場合、当社は売買契約の解除をすることができる。ただし、当社に登録または通知のあった落札者の住所に送付した催告書が受取人不在・不明で返送された場合、または、落札者が催告書の受取りを拒否した場合は、催告書が落札者に到達しなくても、当該催告書に記載した支払い期限を経過した時点で解除することができる。なお、当社が解除通知書に登録または通知のあった落札者の住所に送付した時点で売買契約は解除される。落札者はこれをあらかじめ承認しなければならない。
- (4) 売買契約が前項により解除された場合、当社は当該落札作品に対し最低売却価格を設定することなく、競売または随意契約で第三者に売却することができる。当該落札作品の第三者への売却価格が当該落札作品購入代金を下回る場合、落札者は当社に、その差額に当該競売日または随意契約による第三者への売却日から支払い完了に至るまでの年利 14.6%の遅延損害金を加えた金額を支払わなければならない。また、当該落札作品の売却価格が当該落札作品購入代金を上回る場合に、落札者はその差額を当社に請求することはできない。

第十四条 真贋保証

- (1) 当社の図録に出品作品の作者名が留保なく断定的に明記してある場合に、後日その作者の特定が出来ないことが判明し、当社がそれを承認するときは、下記（イ・ロ）の条件に該当する場合に限り、当社は落札者の請求により売買契約を解約し、当該作品の返還と引換えに購入代金全額（落札価格に受領した手数料、手数料に対する消費税およびその他当社の認める諸経費を加えたもの。以下本項において同じ。）を払い戻す。ただし、当社は、購入代金全額の払い戻しをする以外に一切の義務はなく、利息・損害金・損害賠償金などは支払わないものとする。
- (イ) 落札者が、競売日から 1 年以内に、落札作品が図録記載の作者の作品でないことを、当社に証明できる場合に限り保証する。これを請求できる者は、落札者本人に限り、落札者はこの権利を第三者に譲渡することができず、また担保に供することもできない。
- (ロ) 落札者が、落札作品の完全な所有権を有しており、当社に落札作品の完全な所有権を移転し、かつ落札作品を当該競売時と同じ状態で当社に引渡した場合に限る。
- (2) 当社が認める真贋鑑定は、次の条件に該当する場合に限る。
- (イ) 物故作家の作品については、当社の定める専門美術商団体の鑑定委員会、登録委員会、所定鑑定人、または専門美術研究者による鑑定。
- (ロ) 現存作家の作品については、作家本人、作家の認める鑑定代理人、または法律上の親族による鑑定。
- (ハ) 物故作家の版画については、カタログレゾネ、画集、展覧会図録等により照合されたもの。
- (ニ) 現存作家の版画については、カタログレゾネ、画集、展覧会図録等により照合されたもの、もしくは作家本人、作家の認める鑑定代理人、または法律上の親族による鑑定。
- (3) 作品が図録に掲載された時点以降に、上記の各鑑定先による真贋の見解が変更され贋物と認定された場合は、売買契約解約の対象とはならず、当社はその見解の変更に伴う一切の責任を負わない。また、版画作品において、カタログレゾネに掲載されていない場合（カタログレゾネ未出版、該当作品の未掲載、不明瞭、データの不整備、誤記など）は、当社の見解を最終判断とする。
- (4) 成行きに関しては真贋の保証をしないものとする。

第十五条 競売売却委託

- (1) 当社競売により作品売却を委託希望する者は、本規約に従い、売却の委託を申込みものとする。
- (2) 売却委託の希望者は、当社に売却委託する出品作品の完全な所有権を有すること、または、完全な所有権に基づき売却委託をすることができる権限を有することを保証しなければならない。当社は、売却委託者との間で事前同意が交わされた場合を除き、売却委託者の名前および、最低売却価格を公表しない。

第十六条 最低売却価格（リザーブ価格）

- (1) 売却委託希望者は、出品作品の売却に際し、日本円で最低売却価格を設定することができる。
- (2) 最低売却価格が設定された場合、当社は、特別な理由がない限り、最低売却価格を下回る価格で出品作品を売却しない。
- (3) 売却委託者の定めた最低売却価格では落札され難いと判断した場合、当社は売却委託者に最低売却価格の変更を提案し、売却委託者の同意の上、当該価格を変更することができる。
- (4) 当社は、売却委託者が最低売却価格を設定しない場合、「成り行き」で売却することができる。
- (5) 売却委託者は、当社との間で設定した最低売却価格を当社の同意なく変更することができない。

第十七条 出品手数料

売却委託者は、当社に、競売の成立の有無を問わず、当社が随時定める図録掲載代（\3,000～¥30,000）、その他諸経費（鑑定料等）を支払わなければならない。
当社は、出品手数料を落札価格に対して原則として10.5パーセント（消費税込み）と定める。

第十八条 売却委託契約の解約

- (1) 当社は、売却委託品が競売に不相当であると判断した場合および売却委託者が当社の指示に従わない場合には、受託の前後に関係なく、いつでも売却委託契約の申込みを拒否、または解除することができる。
- (2) 売却委託者は、売却委託契約を当社と締結した後は、売却委託契約を解除することはできない。ただし、当社が解除に同意し、売却委託者が、当社に対し当社が定める損害金（最低落札予想価格の10.5パーセントとその他諸経費）を支払った場合は、売却委託契約を解除できるものとする。
- (3) 売却委託契約が解除され、当社が売却委託品をすでに受領しているときは、当該売却委託品を、売却委託者の費用と危険負担において返送することができるものとする。

第十九条 売却の通知および代金支払い

- (1) 当社は、受託した売却委託品が落札された場合、遅滞なくその旨を売却委託者に通知する。
- (2) 当社は、売却委託者に対し、特別な契約がない限り、競売日から20日以降に落札価格から出品手数料、手数料に対する消費税、図録掲載料およびその他諸経費（運送代・修復代・鑑定代等）を差引いた金額を支払うものとする。ただし、落札者から当社への購入代金等の支払いが遅延した場合、当社は落札者からの支払いが確認されるまで、売却委託者への支払いを延期することができる。この遅延について、売却委託者は当社に、利息・損害金・損害賠償金等の請求をすることはできない。

第二十条 規約変更

当社は、予告することなく本規約を変更することができるものとし、この変更は、競売人が競売日までに、口頭、図録掲載または競売会場・下見会場における変更告知書の掲示によって行い、その変更はその時から効力を発する。

第二十一条 責任の範囲

- (1) 当社は、本規約に当社が責任を負わないと定めている場合、いかなる理由があっても損害賠償の義務を負わないものとする。
 - (2) 当社は、損害が天災・地変・戦争・内乱等の予測不能な事態に起因する場合は、一切の損害賠償の義務を負わない。
 - (3) 当社が落札者・売却委託者に対し、当該作品の保管の義務を負う場合、上記記載の予測不能な事態以外のときに、当社の故意・過失により当該作品が紛失・盗難・滅失・毀損・欠損・汚損・摩耗した場合は下記規定に従うものとする。
 - (i) 落札作品が紛失・盗難・滅失・および重大な毀損・欠損・汚損・摩耗をした場合は、当社と落札者との間の売買契約は解除され、落札者は購入代金の支払いを免れることができる。また、当社がすでに購入代金（手数料、手数料に対する消費税およびその他諸経費。以下本項において同じ。）を受領している場合は、当社はこれを無利息で全額返金するものとする。
 - (ii) 落札作品および売却委託作品が重大でない毀損・欠損・汚損・摩耗をした場合は、当社は落札者に対し、落札価格に対する毀損・欠損・汚損・摩耗に見合う損害額の算出分だけ落札価格から減額するものとする。
 - (iii) 毀損・欠損・汚損・摩耗の有無、その程度、損害額については、落札者・売却委託者が立証責任を負うものとする。
 - (4) 当社は、当該作品の評価額と本質的に関わりのない付属品（額縁・表装・ガラス・アクリル・および外箱等）については、当社の故意または重大な過失によるものである場合を除き、その紛失・滅失・毀損・欠損・汚損・摩耗等の責任を負わない。
 - (5) 当社が支払う損害賠償金額は、当社が損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき支払われる保険金の範囲内に限定され、この範囲内で行うものとする。
- (4) 当社は、上記に規定する場合以外については、故意または重大な過失がある場合以外は、一切損害賠償の義務を負わず、故意または重大な過失がある場合においても損害賠償の範囲は、通常の損害の他、故意または重大な過失があった時点において予測可能であった損害賠償の範囲に限られるものとする。

第二十二条 個人情報について

- (1) 当社は、個人情報の漏洩・改ざん等を防止するため、関係法令に従い、適切に管理・監督・利用する。
- (2) 登録者より、利用停止・削除・訂正等の指示を受けた場合、当社は速やかにその指示に従うこととする。
- (3) 当社は、事前に登録者より承諾を得ている場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供しない。ただし、公共機関（司法機関・警察等）より法令に基づく要請があった場合、法令で開示が認められている場合、当社が業務を外部委託（運送業者・税理士・会計士・弁護士等）する場合には、登録者の断りなく個人情報を提供することがあり、これを登録者はあらかじめ容認しなければならない。

第二十三条 債権譲渡等の禁止

落札者、競売売却委託者、その他競売関係者は、本規約に基づく当社に対する権利、地位を譲渡することはできず、また担保に供することもできない。

第二十四条 準拠法

本規約は、日本法を準拠法と定め、日本法により解釈されるものとし、本規約に定められていないものについては、日本法に従うものとする。

第二十五条 合意管轄

本規約に関する紛争は全て、事物管轄に従い日本国の東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。